

吾々は、工場内にあつて危険な仕事に携る不安ど、加へて、年中失業の不安に脅かされてゐたのである。吾々は何時迄も此の儘では困る。早く何とかして貰はねばならないと云ふ希望は皆が持つてゐたのであるが、會社は之に對して少しも考へて呉れず、儲かる時はいくらでも儲け、少し景氣が悪くなると慘虐にも大根か茄子の如く減首してゐたのである。去る七月六日吾々も社會進化に伴つて労働組合を組織し日本労働同盟東京鐵工組合大島第一支部として、最も穩健着實に現實的運動を續けて來た。

今回會社が、解退職手當制度を作るに當つて、吾々は交渉委員を擧げ再三再四會社と折衝したるに、會社はその内容を見せず、發表と全事に減首せんとしたのである。故に吾々は十月二十五日職工大會をひらき、解退職手當とその他を加へて十二項の要求を決議し嘆願したのである。然るに會社は無誠意にも、吾々の最低限度の要求を容れず、數回發表を迫りたる結果去る十一日吾々要求の三分の一にも足らぬ手當案を發表したのであるが、會社の發表したるものは到底吾々の満足し得るものならず更に吾々は、交渉委員を鞭撻して吾々要求の貫徹を期したるに、會社は斷然拒絕し刺へ、案の發表と同時に之を實施したのである。

遂に四十一名解雇

のみならず會社は左の如き横暴飽くなき條文を作り吾々を苦しめんとするのである。

左ノ各項ニ該當シタル時ハ懲戒解雇シ手當ヲ支給セズ

- 1 會社ノ命令又ハ規定ニ背キタルト認メタルトキ
- 2 會社ノ損害ヲ與ヘタルトキ
- 3 會社ニ不當な規則は、吾々の一舉手一投足を誤ることに依つて直ちに適用され、首を刎

(原文)

斯くの如き不當な規則は、吾々の一舉手一投足を誤ることに依つて直ちに適用され、首を刎ねられるのである。全く吾々が人間であるかぎり此の惡現則を罷かれる事は無いのである。今や會社は暴力團を雇ひ、吾々の行動に對し何か事あれかしの挑戰的態度を示してゐる。此處に於て吾々は、會社の無法なる制度に反對しあくまでも吾々要求の貫徹を期せんがために團結の力を以つて戦ふものである。

會社が社會の進化と無視し、斯る時代後れの惡待遇をし吾々労働者の人格を蹂躪する以上最早忍ぶに堪へない。蹶然立つて罷業を宣したる所以である。

時代は政府が労働組合を認め、罷業は當然の權利とされてゐる世である。我々は正義に立脚し合法的手段に依り會社に當るに、會社は資本家の権力と金力とを以つて無理矢理に吾々を威厭せんとするのである。斯る横暴なる資本家に對しては吾々も亦労働者の權利、團結の力を以つて戦ふのである。

諸君今失業者は幾百万となく街頭を彷徨し社會の不安は愈々益々深刻化しつゝある、吾々は單に吾々のためのみならず全労働者の幸福のために社會正義のために死を賭して戦ふのである。我等は茲に罷業の真相を發表し、賢明なる諸君の公正なる批判と御同情とを切に願つて止まないものであります。

希は諸賢よ！御援助下さらん事を！！

日本労働同盟東京鐵工組合
大島第一支部

東京亞鉛鍍金會社爭議團本部

一九二五・一一・一五

深川區東扇橋町一三〇